

御殿場市高齢者等タクシー及びバス利用料金助成事業

事業概要（利用の流れ）

この制度は高齢者等で日常生活の移動手段に支障がある人に対しタクシー及びバスの利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

●利用方法

タクシー・介護タクシーの利用について

- ・通常のタクシー乗車と同じ方法です。
- ・行先の限定はありません。
- ・御殿場市重度障害者タクシー利用料金助成事業と併用できます。
- ・ICカードの購入及びチャージには使用できません。

路線バスの利用について

- ・通常のバス乗車と同じ方法です。
- ・高速バスや夜行バス、イベント時のバスなどには利用できません。
- ・降車時に利用したい金額分の助成券と残りの料金をお支払いください。
- ・ICカードの購入及びチャージには使用できません。

シルバー定期券の購入にも利用できます

シルバー定期券は富士急グループのほとんどの路線で共通利用が可能で、対象路線が乗り降り自由、一般定期券に比べ約40%～70%安くなる定期券です。

●お問い合わせ先：富士急グループバス各営業所

シルバー定期券の対象：70歳以上の方、60歳以上の免許返納者

購入：富士急グループバス会社各営業所窓口にて、助成券をお持ちの方は助成券と残りの料金をお支払いください。

《参考》販売額

・3か月 11,000円 ・6か月 16,500円 ・1年 27,500円

●利用できるタクシー・バス事業者

タクシー		介護タクシー	
こだまタクシー(有)	0550-82-2740	社会福祉法人 十字の園	0550-83-1999
御殿場タクシー(株)	0550-82-1234	訪問介護 ほたる	0550-88-2707
光タクシー(株)	0550-82-2777	ケアステーションゆめ	0550-83-5800
富士急静岡タクシー(株)	0550-70-3130	(有)アイティ介護サービス	0550-76-3322
(株)ミツワタクシー	0120-328-365	介護タクシーくるくる	0550-84-9696
バス			
富士急モビリティ(株)御殿場営業所		0550-82-1333	

●申請について

対象は、次の①～⑤のすべてに該当し、日常の移動手段に支障がある人です。

①本市内に在宅し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている人

②市税などの滞納がない人

③助成を受けようとする年度の末日において 70 歳以上の人

※今回の申請は、2027年4月1日までに70歳になる人が対象です。

④同一世帯内に、自動車を保有し、かつ、運転免許証の交付を受けている人がいない人

※家族などの運転により自由に移動できる場合は対象外となりますが、日中は仕事等で送迎が難しいなど、日常の移動が難しい場合には対象となることがあります。

⑤生活保護法の被保護世帯に属していない人

※③と④については、やむを得ない事情の場合、対象となることがあります。

申請 ※申請は毎年度必要です

申請書に必要な事項を記入して申請してください。

《申請に必要なもの》

- ・申請書（※各申請場所に申請書があります。また、HP からダウンロードもできます。）
- ・本人確認ができるもの又は写し

（例）運転経歴証明書、介護保険被保険者証、個人番号カードなど

※郵送の場合は写しを同封。ただし、マイナンバーや被保険者番号等の番号はマスキングなどで見えないようにしてください。

代理の方による申請（委任欄への記入が必要）や郵送による申請もできます。

送付先：御殿場市役所長寿福祉課／〒412-8601 御殿場市萩原 483

助成券の交付

郵送で通知書と助成券が交付されます（不交付の場合は通知書のみ）。

《助成券》 ※100 円券×200 枚（20,000 円）

- ・年度途中での申請は月割りとなります。
- ・交付は年度中 1 回のみです。
- ・1 回あたりの利用限度額はありません。
- ・再交付はできません。
- ・他人に譲渡できません。
- ・対象非該当になると失効します。
- ・不正行為があった場合は相当額を返還していただきます。

助成券の交付には 1 ヶ月程度かかります。申請が混み合う時期などは遅くなる場合があります。

申請受付開始

2026年2月2日（月）～（平日午前8時30分～午後5時15分）
※年度途中での申請もできます

申請受付場所

●御殿場市役所長寿福祉課（東館 1 階）
●各支所 ●駅前サービスセンター

利用期間

2026年4月1日（水）～2027年3月31日（水）

●問い合わせ先

御殿場市役所 長寿福祉課 TEL0550-83-1463